

平成 24 年度の検討方針、スケジュール等について

- 国保法の改正に伴う県調整交付金条例の改正に関する事、27年度に拡充される国保財政安定化事業に関する事及び財政安定化等の施策の検討を行う。
- 国普通調整交付金の収納率による減額措置の適用除外を継続するために、目標収納率を定めた支援方針を延長する。

(1) 連携会議と作業部会の開催予定

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
連携会議	5月下旬	7月中旬	9月上旬	12月下旬	3月下旬
作業部会	6月上旬	8月上旬	(8月下旬)	11月上旬	

(2) 検討内容及び時期

①市町村国保の現状及び将来の見直し

- ・支援方針の延長に合わせて年度更新などを行う。

②広域的な事業運営に関する具体的な施策

- ア) 23年度に取り組むとした項目に順次取り組む。(国保連合会の国保事業充実強化推進協議会等において、見直しを検討する。)
- イ) 引き続き検討するとした事項について、順次検討を進める。(市町村における協議の場の開催など検討方法についても検討を要する。)

③調整交付金の活用等

- ア) 県調整交付金条例の改正に向けた検討(国保法改正、配分ガイドラインを踏まえる。調整交付金の交付手続き上、9月議会上程を予定。)
- イ) 保険財政安定化事業の調整に関する検討(25年度から実施の場合は、翌年度予算の確保(10月頃)を踏まえた時期までに行うことが望ましい。)

④財政運営の広域化に関する具体的な施策

ア) 保険財政共同安定化事業

- a 対象医療費の拡大
- b 所得割の導入

(決定をする場合には、市町村の拠出金の変更を伴うことから、市町村運営協議会(8月頃)、翌年度予算の確保(10月頃)を踏まえた時期までに行う必要があり、新方針を県報に公示する。(法附則26条関係))

⑤県内の標準設定

ア) 赤字解消の目標 →市町村等の実態を踏まえて検討する。

- a 繰上げ充用の解消
- b 赤字(法定外繰入)の解消

イ) 収納率目標 →23年度の収納率を踏まえた見直し。

ウ) 保険料(税)算定方式の統一 →市町村等の実態を踏まえて検討する。

エ) 標準的な応益割合の設定 →市町村等の実態を踏まえて検討する。